

きた くぎかいだより

No. 308
発行/北区議会
〒114-8508
東京都北区王子本町1丁目15番22号
TEL 03(3908)9948



「北区花火会」

第2回定例会

○令和8年度一般会計
補正予算(第1号・
第2号)を可決しま
した

議員提出議案

○「不合理な税制改正」
に反対する意見書ほ
か1件を可決しまし
た

令和8年第2回定例会は、6月12日に招集され、13日間の会期で6月24日に閉会しました。

6月12日、15日の2日間にわたり、14名の議員が財政・福祉・教育・まちづくりなど当面する区政の課題について代表・個人質問を行いました。

今回、区長から提出された議案19件、議員から提出された議案2件を議決しました。

308号 目次

代表質問……………	2・3
個人質問……………	4・5
議決した議案……………	5
可決した意見書……………	6
開かれた区議会を目指して…	6
議会用語解説……………	7
議会の動き……………	8
次回定例会のお知らせ……………	8

今回の写真は

第1回東京都北区フォトコンテスト 最終候補写真

北区公式Instagram「きたいを超える 東京北区【公式】」アカウントでは、北区のおすすめ情報や季節のイベント情報を発信しています。

令和7年度にフォトコンテスト「北区の好きなところ」を開催しました。236件の応募作品の中から最終審査に進んだ1枚です。

©北区公式Instagram

https://www.instagram.com/beyond_k_tokyokitaku/



各会派の代表質問



物価高対策、区民サービス向上を
未来を担う子どもたちのために

公明党議員団
坂口 勝也



- 問** 原油高騰に伴う区民生活を守る為、更なる物価高騰対策を早急に実施すべきではないか。特に影響の大きい低所得者世帯や子育て世帯等への重点的支援も必要と考えるが、見解は。
- 答** 国や都の施策展開を的確に捉え、区の間組と連動させ、支援の空白を作らずに継続的な対策を講じていく。今後も限られた財源を効果的に活用し、的確な施策を迅速に実施する。
- 問** 区では北区DX推進計画2025のもと生成AI活用に取り組んでいるが、AIを活用した業務改革だけでなく、区民サービスに直接関わるAI活用にも取り組むべきと考える。見解は。
- 答** 区民サービスに直結する分野へのAI活

- 用は公式ホームページのサイト内検索へのGemini導入等、一部取組を開始しており、今後も高い効果が見込まれるものには挑戦したい。
- 問** 北区民意識・意向調査報告書の結果を踏まえると、区において子ども達の遊び場の充実等の意向があると考え。この結果をどのように受け止め、今後、取組むのか。見解は。
- 答** 既存の室内遊び場の改善や公園と連携した外遊び機会の拡充等、他自治体の事例も参考に子どもの遊びの環境整備に努めていく。
- 問** 23区の火葬料金は突出して高い。また、約7割が民間火葬場で行われており選択肢がない状況である。特別区長会や都でも議論されて

- いるがその動向と区としての認識を問う。
- 答** 火葬料金は、公共的な役割を踏まえた設定とする必要があると認識している。特別区長会は、民間火葬場の料金設定に行政が関与する仕組みを法に規定するよう国に要望している。
- 問** 終活支援事業者による死後事務が終了するまでの一連の過程を見届けるエンディングプラン・サポート事業を行う自治体が増加している。今後、区においても実施できないか。
- 答** 本年10月から開始する終活支援事業の着実な推進に努め、事業実績等を踏まえ社会福祉協議会、弁護士等専門職との意見交換を重ねながら、先行自治体等の調査・研究を進める。



子ども達の遊び場（飛鳥山公園）



重度心身障害者入所施設の開設を
滝野川小前防空壕の保存を求める

自由民主党北区新時代の会
仲田 みずき



- 問** 原油価格高騰の区内中小企業への影響と対応について、特別相談窓口を開設しているが、現在の相談状況と今後の支援は。国や都の交付金等の状況も注視し迅速な対応を要望する。
- 答** 現在、製品の受注停止に伴う資金繰り等の相談が寄せられている。中小企業への支援については、制度融資メニューを再構築し、実効性の高い融資あっせんを行うこととしている。
- 問** 区内障害者団体から重度心身障害者入所施設の開設要望が寄せられ、令和4年に陳情が採択されている。検討内容と進捗状況を問う。
- 答** 入所施設については、令和15年度までの開設を目指し、他区の入所施設等の特徴や工夫

- 等の情報収集を行ってきた。今年度は民間事業者等へヒアリングを実施し、検討を進める。
- 問** 都のベビーシッター利用支援事業は、申請手続や一時的な費用の立替の負担が大きいとの声も聞くが、区の対応は。また、都へ受領委任払いシステムの採用や事業所にマッチング方式の採用等を要望するよう求めるが見解は。
- 答** ベビーシッターの効率的な探し方や助成金の申請等は改善が必要と認識している。これらの課題解決には都内統一の仕組みの構築が望ましく、引続き、特別区長会等を通じ要望する。
- 問** 滝野川小学校の防空壕について、子ども達が戦争や平和を考える遺構であると考えてるが、

- 文化財的価値を問う。平和教育に繋げる為にも、その活用や整備を求めるが、見解は。
- 答** 戦争と平和の尊さを伝えるもので一定程度の価値がある。一方、安全性等の課題があり、また教材として単体での活用は難しいと考える。文献調査を行う等、活用方法を研究する。
- 問** 赤羽駅東口地区まちづくりガイドラインの対象区域内に赤羽警察署跡地があるが、まちづくりにおける課題解決に活用できないか。
- 答** 赤羽警察署跡地の活用について方向性を定め都へ申入れを行い、取扱いについて北区と協議に入る旨の回答があった。今後は地域の課題解決等に向けて協議を精力的に進める。



滝野川小学校で見つかった防空壕跡



平和の追求で区民生活の安定を
区民・区内事業者への支援拡充を

日本共産党北区議員団
野口 将人



- 問** 北区平和都市宣言40周年を迎えた今年こそ、宣言で謳われている日本国憲法の恒久平和の理念と非核三原則を、区民共通の意思として広げていく時だと考えるが区長の決意を問う。
- 答** 新たに戦争体験者等による戦争の記憶等を語り継ぐ平和の語り部事業を実施する等平和祈念事業の充実を図っている。今後も区民と平和都市宣言の理念を共有し大切にしていく。
- 問** 以前から、物価高騰の影響緩和策として、継続した区民向けの直接支援を求めてきた。他区の支援事業等も参考に、昨年度に引続き、直接支援を実施する事を求めるが区の見解は。
- 答** 現段階での直接支援は財政持続性の観点か

- らも困難。国や都の適切な役割分担の下、真に支援の必要な対象を見極め、慎重に精査する。
- 問** 区内の都営住宅及び区営住宅の現状の空き戸数は何部屋あるか、最新の数値を問う。また、空き部屋について可能な限りの活用を求める。
- 答** 区内都営住宅の空き戸数は令和7年3月末時点で約1,100戸、区営住宅は現時点で約30戸。空き住戸については、引続き速やかに修繕を行い活用に向け募集手続等を行っていく。
- 問** 王子駅前市街地再開発について、住民意見を生かし事業への理解と合意を得るには、計画を拙速に確定すべきでないと考え。事業化を決定するまでに、周辺住民の理解を得る

- 為の十分な検討期間を設ける事を求める。
- 答** 王子共創会議を開催し、約2年半に渡る議論を積み重ねてきた。引続き、地域の方々には関係法令等に基づく説明会の機会を捉えて、理解が得られるよう丁寧に説明していく。
- 問** 再開発事業は、巨額の税金が使われる割に、まちのにぎわいに繋がっていない事例も珍しくない。区は、十条で行われた市街地再開発を、成功した事例であると評価しているのか。
- 答** 駅前広場や歩行者空間の整備等により安全性や防災性が向上すると共に良質な住宅や新たな商業施設により賑わいが創出し地域住民の生活環境向上にも繋がったと認識している。



北区戦後80年誌の表紙

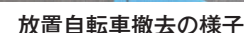


濱田 知明



④ 放置自転車対策の年間総コストは令和7年

【答】小・中学校の教科書に、使っていないコンセントを抜く事等の記載があり、発達段階に応じて学ぶ機会がある。引続き、電気火災を防ぐ取組を実践できるよう、啓発に努める。



〔答〕利用者負担額については、国において検討すべき課題と考えているが、他自治体の動向を含め、引続き調査・研究していく。



さいとう 尚哉



【答】子ども達の意向を踏まえた、スタッフの強みや創意工夫を活かした取組により、引続き、子ども達にとって、安全・安心で様々な体験が

本会議一般質問のライブ中継がはじまりました



【ライブ中継の視聴方法】



※こちらは、参考画面です。

個人質問



誰一人取り残さない北区へ
防災と共生のまちづくり
公明党議員団
すどう あきお



- 問** 北区デジタル通貨を誰一人取り残さない制度とする為には福祉部門との連携も重要である。専用相談窓口や出張相談会等、利用支援体制をどのように整備するか、区の見解を問う。
- 答** 高齢者をはじめ操作に不慣れな区民に、対面型のサポート体制を整備し支援に取り組む。
- 問** マンション防災と在宅避難について、今後の家庭備蓄支援をどのように進めていくのか。
- 答** 携帯トイレの全区民配布と併せ、備蓄物資や準備のポイント等を記載したリーフレットを送付し家庭の備蓄見直しのきっかけとする。
- 問** 外国人住民の町会・自治会への参加促進や地域イベントへの参画等、地域との接点づくりを区としてどのように進めていくか見解は。
- 答** 町会・自治会のお知らせ等を10種類の言語に翻訳する事業を始める。こうした取組を通して、国籍等にかかわらず住民同士が相互に理解し合える多文化共生社会の構築に取り組む。
- 問** 桐ヶ丘体育館は冷暖房設備が整っておらず、暑さ対策を求める声が多い。柔道場・剣道場の暑さ対策、屋外テニスコートの日陰確保、更なるアリーナ環境の改善等の検討を要望する。
- 答** アリーナ、柔道場、剣道場は気化式送風機を7月に設置予定。テニスコートの日陰確保はスペース確保に課題があるが引続き検討する。



まちづくり政策の抜本的転換を
身の丈にあった計画に
日本共産党北区議員団
野々山 研



- 問** 今建てようとしている50階ツインタワーは、将来的に廃墟化する恐れも否定できない。本当に王子のまちの魅力になると考えているか。
- 答** 事業者の提案内容は複合機能の導入や豊かな緑の整備等の実現という実施基準に沿っており、駅周辺の魅力向上に資すると思われる。
- 問** 容積率の緩和により超高層建築を可能にする再開発等促進区の導入は見送り、民間事業者により現行の容積率の範囲で、身の丈に合った計画への変更を求めるべきと思うが、見解は。
- 答** 再開発等促進区の活用で、王子駅前等の課題解決や公民連携の効果的なまちづくりができる。関連する手続きとあわせ着実に進めたい。
- 問** 赤羽の町並みと魅力を残す修復型まちづくりは、最良の事業手法と考える。ガイドライン策定検討会で実現への議論を行うよう求める。
- 答** 基本計画の重点区域の防災性向上、広場空間等の整備、併せて赤羽小学校の更新等の課題解決の為、複数の事業手法を議論していく。
- 問** 市街地再開発事業は事業者の利益最優先になり貴重な資源の喪失に繋がる。駅周辺での推進方針を抜本的に見直すつもりはあるか。
- 答** 本事業は、地権者と事業者が協力し、地域の課題解決や適切な高度利用に資する効果的の事業手法であり、抜本的見直しは考えていない。



心と身体健康保持と増進へ
相談支援・運動推進・香害対策
区民のミカタ
(立憲・都ファ・国民)
青木 のぶえ



- 問** 困難な問題を抱える女性への中長期自立支援は、民間団体の持続的な活動支援を基にした協働が重要である。今後の中長期に渡る自

- 立支援をどのように実行するのか考えを問う。
- 答** 民間支援団体が自立した活動ができるよう、国等の制度の案内と共に支援調整会議等も活用し中長期的視点も踏まえ連携強化していく。
- 問** アーバンスポーツ場の整備はスポーツ振興、居場所づくり、地域活性化等に繋がる。アーバンスポーツを楽しめる場所の整備を要望する。
- 答** 実施に適した用地や場所の整備を、民間企業との連携も含めながら検討している。
- 問** 今後の駅周辺地域の再開発等に伴う公衆トイレの改修では、男女や多様な利用者を問わず増加する需要に対応できるよう、設置数、設置場所等について取組を進める事を求める。
- 答** 駅周辺まちづくり等の進捗に応じた利用需要に適切に対応し、関係機関と連携・研究する。
- 問** 子どもの香害等調査では、小中学生の約10%が「香害による体調不良あり」と回答した。区からSNS等で区民へ積極的に香害・化学物質過敏症について周知啓発する事を求める。
- 答** 国や都の動向を注視し、関係機関と連携を図りながら様々な媒体を活用し、香害や化学物質過敏症等への理解促進に努めていく。



人口問題と移動環境
若者、町会・自治会、道路防災
維新・無所属議員団
安達 しんじ



- 問** 今年度実施する若者婚活イベントの具体的な内容は。また1回だけの開催なのか問う。
- 答** 行政ならではの安心感があり、参加者同士の交流が深まる仕掛けを取り入れたイベントを、複数回の開催も含めて検討を進めている。
- 問** 外国人が公営住宅に住む際に、町会・自治会の存在をより認知させるべき。都営住宅の場合も都に働きかけるべきと考えるが見解は。
- 答** 区営住宅に入居する際に町会・自治会の役割をしおり等で案内すると共に、指定管理者からも対面で説明等している。都営住宅についても丁寧な案内に努めるよう都に伝える。
- 問** 自転車のスクランブル交差点の渡り方に関する動画を作り、赤羽ララガーデン前のビルのスクリーンを利用し、啓発をしてはどうか。
- 答** 区内警察署等と連携し様々な機会を通じ交通ルール等の周知等、交通安全対策を推進する。
- 問** 今回の台風6号における他自治体の小中学校での対応を鑑み、災害や感染症の流行等の緊急時に児童生徒がオンライン授業できるように、平時から訓練すべきと考えるが見解は。
- 答** 訓練目的のオンライン授業は教員や児童生徒の負担も大きい。オンデマンド教材等を活用した日常の授業の中で災害時等の利用ノウハウが蓄積できるよう校舎長会でも周知する。



デジタル教科書の活用促進を
持続可能なファミサポに向けて
維新・無所属議員団
加藤 みき



- 問** 合理的配慮や学び方の選択肢の一つとしてデジタル教科書を活用できるという情報が確実に届くよう、教育委員会がリスト等の資料を作成し、学校や保護者に周知すべきでは。
- 答** 個人購入について、教科書会社等を通じて購入可能である事は校舎長会等で周知する。教育委員会での資料作成は考えていない。
- 問** 小学5年生から中学3年生までが利用できる英語の学習者用デジタル教科書の授業での活用状況や児童生徒への周知方法を問う。
- 答** 校種や学校間、教員間で違いが見られる。毎

- 授業活用する教員がいる一方で操作への不安等から活用が限定的なケースも見られる。
- 問** ファミリー・サポート・センター事業の謝礼金は、他区では増額を進めている。ファミリー会員、サポート会員双方の意向調査や本格的検討に進んで頂きたいと考えるが区の見解は。
- 答** 一部自治体で引上げ等を行っている事は認識しているが、当面は現在の金額を継続する。
- 問** ファミリー会員とサポート会員との利用調整にLINE等を活用する手法が広がりつつあり、マッチング促進等の効果が報告されている。区も導入を検討して頂きたいが見解は。
- 答** 先進自治体の事例を調査研究し、オンラインツールの活用について検討を行っている。



誰一人取り残さない北区
学校環境・難病・環境を質す
維新・無所属議員団
佐藤 こと



- 問** 赤羽台西小学校校庭整備に伴う児童への影響を最小限にする為の取組の評価と課題。また代替運動環境の質を更にどう担保するのか。
- 答** 現在の代替措置、教育活動の工夫で運動機会は一定程度確保され则认为。引続き、周辺施設や民間施設の利用も含め対応に努める。
- 問** 学校プールの熱中症対策について、日除け設置等ハード面の整備及び水泳授業の外部化・民間委託をどう進めるか検討状況を問う。
- 答** 豊島区へ現地視察やヒアリングを実施している。引続きこうした効果検証、他自治体の先進事例やモデル実証等も視野に入れ検討する。
- 問** 障害者手帳を持たない難病者からの就労相談は、具体的にどの窓口でどのように行われているか。また、年間の相談件数や実績を問う。
- 答** 難病当事者の症状を把握し就労に繋げる計画相談等を実施する事業所や関係機関を案内しており、就労相談の総数は把握していない。
- 問** ペロブスカイト太陽電池の実用化に向け、区有施設の壁面や窓面等で導入・実証を進めるべき。また、設置可能な総容量等を数値化、年次導入目標を設定する考えはあるか。
- 答** 区有施設への導入は国の支援策等も注視しつつ調査研究する。今年度予定の区有施設への導入可能性調査結果から方向性を検討する。



誰もが安心して暮らせる北区を
障害者の入所施設と地域移行
無会派（新社会党所属）
福田 光一



- 問** 障害者入所施設整備の方向性が示されたが、国の障害者施策では施設中心から地域生活中心を打ち出している。障害当事者が施設、地域を選べるよう、居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスも充実していただきたい。
- 答** 今年度予定する障害者計画等の改定に際し、訪問系サービスの充実等、真に求められるサービスの展開・充実に向け検討を進めていく。
- 問** 朝鮮学校等各種学校を含む学齢期の子どもが通う私立学校等への保護者の負担軽減の為、学校給食費相当分の補助を行うよう求める。
- 答** 都の補助制度の詳細が明らかになった段階で、内容を十分確認すると共に、財政的影響等を整理したうえで、補助対象も含め検討する。
- 問** 王子第三小学校の選挙投票所の課題である見通しの悪さへの対応策は。また、先日の総選挙は非常に寒かったが廊下で電気ストーブを使用できなかったと聞いた。今後の対応は。改築又はリノベーション工事まで時間があるが、

個人質問

その間に抜本的な対策はできないのか。

〔答〕 出入口付近に立会人席を配置し全体に目が届く体制を確保した。また消費電力の少ない暖房器具の活用等を検討する。他投票所からレイアウト等、管理面の意見等を頂いており、これを踏まえ投票所全体の改善を図っていく。



3万円消火器ボックス145万円
北区公共工事で過大な見積もり
無会派（れいわ新選組所属）
佐藤 つかさ



〔問〕 現在工事中の桐ヶ丘やまぶき荘の工事費用は約37億円である。外構工事の内、透水性アスファルト舗装には1億1,000万円がかかっており、国交省の概算目安より1億円以上高い。また、駐車スペースの白線引き工事は67メートルで約700万円である。一般的なアスファルト舗装面での区画線工事の相場は1メートル1,000円であり、やまぶき荘の費用は相場の約100倍である。更に、相場2～3万円の消火器ボックスの単価は145万円である。また、高くても1,000万円程度である空調の自動制御装置は特注であるという理由で1億2,000万円である。これらの理由を説明してほしい。

〔答〕 本工事では、施設の機能回復や向上、長寿命化の為、施設特性を踏まえ必要な改修を実施する。また、入札予定価格の積算では設計図書や仕様書に基づき、東京都財務局の積算基準に準拠しつつ、市場動向を踏まえた労務費等

を反映し、必要経費を積上げて算出している。施工条件・仕様、改修内容等は各施設で異なる為、単価比較のみでの工事費の妥当性判断は適切でないと考える。各工事内訳も本施設特有の仕様等を反映して算出したが、必要な検証を行う。今後も建設コスト適正化への取組を継続実施し、適切な事務執行を行っていく。



Pride Monthによせて
見える区政と安心の北区
無会派（立憲民主党所属）
うすい 愛子



〔問〕 L G B T Qの当事者の実態把握について、区として、当事者、特に子ども・若者の声を把握する調査を実施すべきではないか。見解は。

〔答〕 にじいろ交流会を通じ当事者の声を伺っている。にじいろ電話相談は若年層の相談が多く実情等を把握する貴重な機会となっている。

〔問〕 A Y A世代のがん患者支援について、本人だけでなく親、子ども、兄弟姉妹、パートナー等も対象の相談支援や就労・子育て等を含めた伴走型支援、若者未来づくり応援担当部や地域大学との連携による取組について見解は。

〔答〕 現在実施している各種相談事業について、関係部署や大学等と連携を図り、若年がん患者や家族等が相談し易い体制の構築に努める。

〔問〕 都市開発等に伴い、従来の住民等が押出されるジェントリフィケーションという現象及びその課題について区はどう認識しているか。

〔答〕 ジェントリフィケーションの影響や度合いを把握する事は困難と考える。地域の方々が安心して暮らせる環境整備が必要と認識する。

〔問〕 予算見える化ボードについて行政評価等との連携を進め、区民が政策判断に活用できる情報基盤として発展させていく考えはあるか。

〔答〕 現行の見える化ボードの適切な運用等に努め、分かり易い情報公開の在り方を研究する。

令和8年度北区議会議員研修会を開催しました

令和8年6月25日(木)、北区議会では「政治倫理条例の改正の方向性」をテーマに研修を開催しました。昨年に引き続き、廣瀬行政研究所の太田雅幸氏を講師に迎え、今後予定されている政治倫理条例の改正にあたり検討すべきポイントについて、丁寧に講義していただきました。また、ハラスメント防止に関する最新情報を共有するとともに、議員同士で意見を交換するグループ討議も実施され、新しい視点や気づきを得る機会となりました。



議決した議案

会派名等と議員数

公：公明党議員団（10） 新：自由民主党北区新時代の会（7） 共：日本共産党北区議員団（6） ミ：区民のミカタ（立憲・都ファ・国民）（4） 維：維新・無所属議員団（4） 自：自由民主党議員団（3） 無（立・あ）：無会派（立憲民主党所属）赤江議員（1） 無（社）：無会派（新社会党所属）（1） 無（れ）：無会派（れいわ新選組所属）（1） 無（立・う）：無会派（立憲民主党所属）うすい議員（1）

区長提出議案		公	新	共	ミ	維	自	無（立・あ）	無（社）	無（れ）	無（立・う）	議決結果
議案名	概要											
東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	個人番号の利用に係る事務及び利用等を行う特定個人情報の追加を行う	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	学校医等の公務災害補償に係る補償基礎額の改定を行う	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例	軽自動車税に係るグリーン化特例の一部について適用期限の延長を行うとともに、区民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長を行うほか、所要の改正を行う	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例	粗大ごみに係る廃棄物処理手数料の納付における電子情報処理組織を使用する方法の導入に伴い、粗大ごみの排出方法に係る規定を改めるとともに、有料粗大ごみ処理券の交付に係る規定を改める	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
東京都北区立公園条例の一部を改正する条例	新設公園の名称及び位置を規定するほか、有料公園施設の使用料の改定を行う	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
東京都北区営住宅条例の一部を改正する条例	区営住宅における若年夫婦・子育て世帯の定住化及びコミュニティの活性化を図るため、定期使用許可に係る規定を設けるとともに、所要の改正を行う	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
生活保護費詐欺等に係る損害賠償請求に関する和解について	生活保護費詐欺等に係る損害賠償請求に関して和解する	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
王子小学校外四十三校教職員業務用ディスプレイの購入契約	契約相手：株式会社ヤマダデンキ L A B I 1 池袋営業所 契約金額：1,645万9,520円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
豊川小学校リノベーション工事に伴う厨房機器の購入契約	契約相手：東京ガスライフバル北株式会社 契約金額：4,290万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
滝野川第五小学校改築工事に伴う仮校舎厨房機器の購入契約	契約相手：株式会社中西製作所 東京支店 契約金額：4,730万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
赤羽台西小学校新築電気設備工事請負契約	契約相手：株式会社ワーデン 契約金額：6億8,970万円	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	可決
二本榎保守用通路・田端ふれあい橋補修工事請負契約	契約相手：東鉄工業株式会社 契約金額：4億2,680万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
東京都北区営シルバーピア栄町の指定管理者の指定について	指定管理者の名称：株式会社東急コミュニティー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
令和8年度東京都北区一般会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算：14億4,812万4,000円の増 債務負担行為：4件の追加、1件の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
東京都北区印鑑条例の一部を改正する条例	出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請等について、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を使用して行うことができるようにする	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
旧稲田小学校改修工事請負契約	契約相手：本不二建設株式会社 契約金額：3億6,681万7,000円	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	可決
旧稲田小学校改修機械設備工事請負契約	契約相手：株式会社石井設備工業 契約金額：2億4,310万円	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	可決
旧田端中学校改修工事請負契約	契約相手：宮澤建設株式会社 契約金額：4億6,640万円	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	可決
令和8年度東京都北区一般会計補正予算（第2号）	歳入歳出予算：3,692万円の増	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議員提出議案		公	新	共	ミ	維	自	無（立・あ）	無（社）	無（れ）	無（立・う）	議決結果
議案名	概要											
「不合理な税制改正」に反対する意見書	意見書の内容については、6ページの「可決した意見書」をご覧ください	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
ドナーミルクの利用拡大を求める意見書	意見書の内容については、6ページの「可決した意見書」をご覧ください	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

議長は表決に加わりません。

○：賛成 ×：反対

可決した意見書

○「不合理な税制改正」に反対する意見書

国が「地方創生の推進」、「税源偏在是正」の名のもとに推し進めてきた、地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税制度等の「不合理な税制改正」により、特別区は深刻な影響を受けている。

令和7年12月19日に取りまとめられた令和8年度与党税制改正大綱では、特別区の土地に係る固定資産税については、「必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る」とされているなど、特別区の貴重な財源をさらに減少させる可能性のある内容が示されている。これらの財源を、地方税の本旨である「受益と負担」の関係を考慮することなく、一方的に転移することは、行政サービスの提供に支障を生じかねないものであり、決して看過できるものではない。

東京都及び特別区で合算されている、東京都の地方交付税における財源超過額をもって、財源余剰があるとの見方があるが、地方交付税上の財政需要は大幅に抑制されていることから、実態を表したのではなく、財源余剰があるという見方は妥当ではないと考える。

特別区は、次々に改築時期を迎える公共施設の老朽化対策や、超高齢化への対応、首都直下地震等の自然災害への備え等、首都圏特有の膨大な財政需要を抱えている。加えて、物価高騰対策や子育て支援等、各種施策を実施するにあたり、都市部の物価に見合った財源を投入し、

敷地や施設も高額なコストで確保する必要がある。ゆえに、それらの課題に対応するための財源の確保が急務となっている。

地方全体における財源不足は、本来、国の責任において、地方全体の財源充実をもって解消すべきであるが、地方間の税源偏在という問題にすり替えられ、東京都・特別区のみを対象とした不合理な税制改正により、地方間で財源を奪い合う構図に歪められている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、下記の内容について強く求める。

地域間の税収格差の是正にあたっては、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むのではなく、自治体間の積極的な交流や協働によって共存共栄を図ることが必要である。

よって、本区議会は区民サービスを堅持するため、これらの「不合理な税制改正」に対する見直しを強く求める。

○ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場

合があり、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって、本区議会は政府に対し、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く求める。

- 1、医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを1日も早く明確化すること。
- 2、ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの安全管理に必要な殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3、ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 4、ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

開かれた区議会を目指して

○要望は請願や陳情として提出できます

【請願・陳情の提出方法】

請願・陳情は、議会に対して文書で施策の実現を要望する制度です。請願・陳情ともに形式は同じですが、**請願書には紹介議員の署名または記名押印が必要**です。

請願・陳情の提出先（あて名）は区議会議長とし、区議会事務局へ提出します。随時受け付けておりますが、**会期の初日の4日前**（区役所が休みの日を除く）までに提出された請願・陳情につきましては、原則としてその定例会の会期中の委員会で審査されます。

〈記入例〉

こんな日程の場合

4日前 → 月 締切日

3日前 → 火 祝 日

2日前 → 水

1日前 → 木 金

→ 土

→ 日

→ 月 会期初日

○〇に関する請願(陳情)書

要旨

理由

※紹介議員
(署名または記名押印)

請願(陳情)者(代表者)

住所

氏名
(署名または記名押印)

電話番号

年 月 日

東京都北区議会議長 殿

※陳情の場合、紹介議員は必要ありません。
※区外に住所を有する個人又は団体から提出された陳情等は、所管委員会等に参考送付し、所管委員会での審査は行いません。
※請願者・陳情者の住所・氏名は原則公開されます。ただし、特段の理由がある場合には、一般公開資料（ホームページ等）において住所の一部及び氏名を非公開とすることができます。非公開を希望される方は、請願・陳情をご提出される前に、区議会事務局までご相談ください。

【請願・陳情の審査方法】

請願・陳情は審査し、その内容に議会として賛成できるものは「採択」、賛成できないものは「不採択」とします。引き続き審査すべきと判断した場合には、「継続審査」とします。なお、請願と陳情の審査等の扱いは同様です。

採択された請願・陳情のうち区で取り組むべきものは、議長から区長や、教育委員会をはじめとする行政委員会などの執行機関へ送付します。執行機関は、その後の取組状況について議会へ報告することになっています。

また、請願・陳情の提出者には、その審査結果を通知しています。

○議会を傍聴することができます

北区議会では、本会議のほかに常任委員会・議会運営委員会・特別委員会、協議等の場（全員協議会等）も**原則公開**しています。

【傍聴の方法】

◎議場

- ・本会議
- ・全員協議会

区議会事務局（区役所第一庁舎4階）で傍聴券の交付を受けてから、傍聴席（6階）へお入りください。

◎委員会室

- ・常任委員会
- ・議会運営委員会
- ・特別委員会

委員会室前（区役所第一庁舎4階）で傍聴簿に氏名・住所を記入の上、入室してください。

【定員等】

定員は、本会議場は70人、第一委員会室は20人、第二委員会室は30人で、先着順となります。また、手話通訳派遣や聴覚障害者傍聴用タブレット端末の貸し出しも行っています。詳しくはホームページをご覧ください。

※カメラ、録音機の持ち込みは禁止しています。また、携帯電話等の機器類につきましては、電源をお切りいただきます。

○議会広報について

【本会議等の日程】

「区議会開催のお知らせ」を区の掲示板や地域振興室などに掲示しています。

【議会活動の状況】

議会活動の状況をお知らせする「きたくぎかいだより」や本会議・委員会などの「会議録」・「区議会年報」を発行しています。

※「きたくぎかいだより」は、目の不自由な方のための点字版及びデージー版（声のくぎかいだより）を発行しています。声のくぎかいだよりはホームページで聴くことができます。

【会議録・会議資料の閲覧場所】

◎会議録(本会議及び予算・決算特別委員会)

- ・区議会事務局（区役所第一庁舎4階）
- ・中央、赤羽、滝野川図書館

◎委員会記録・各種会議資料等

- ・区議会事務局

会議録及び委員会記録・各種会議資料等は北区議会ホームページ(<https://www.city.kita.lg.jp/assembly/index.html>)でも同様に閲覧できます。

※北区議会ホームページの二次元コード

【議会放映】

◎J:COM東京北（ケーブルテレビ）

定例会の代表質問をJ:COMチャンネルで録画放映しています。放送日時は「きたくぎかいだより」やホームページなどでお知らせします。

◎ホームページ

定例会の代表質問及び個人質問をライブ中継及び録画放映しています。また、臨時会は、全日程を録画放映しています。

議会用語解説

議会や委員会を傍聴したり、会議録を閲覧していて気になるのが、議会内で専門的に使われる用語ではないでしょうか。ここでは、よく登場する用語について、北区議会での運用状況を基に簡単に解説を掲載しました。50音順に掲載していますので、参考にご覧ください。

	用 語	解 説
あ	委員会（いいんかい）	議案その他の議決事項は、本会議で決定されますが、本会議での審議を効率的に行うため、少人数の議員で構成する委員会を設け、議案などを専門的・能率的に審査しています。委員会には、本会議から付託された議案や請願等を審査する『常任委員会』と、議会の円滑な運営を図るための『議会運営委員会』があります。また、必要に応じて設置される『特別委員会』もあります。
	委員会付託（いいんかいふたく）	本会議に提案された議案などについて、所管の委員会に審査を委ねることをいいます。
	委員長報告（いいんちょうほうこく）	委員会での審査を終えた議案などを本会議の議題にすると、委員長が委員会での審査経過及び結果について報告することをいいます。
	意見書（いけんしょ）	地方自治法第99条の規定に基づき、区議会が区の公益に関することについて、国会、国、都などの関係行政庁に対して提出する、議会の意思を意見としてまとめた文書のことをいいます。
	一般会計（いっぱんかいけい）	地方公共団体の基本的な経費を網羅的に計上した会計のことをいい、特別会計に計上される経費を除くすべての経費を処理することとされています。
	一般質問（いっぱんしつもん）	広く区政に関し、報告や説明を求めたり、疑問をただしたりすることをいいます。北区議会では、交渉団体会派に30分以内で認められる代表質問と、議員個人に20分以内で認められる個人質問の2種類があります。
か	開会（かいかい）	議会を法的に活動できる状態にすることをいいます。
	会期（かいき）	議会が会議を行う期間（開会日から閉会日まで）のことで、本会議開会後に議決により決定します。
	開議（かいぎ）	その日の会議を開くことをいいます。なお、その日の議事日程に記載された事件を全て議了し、その日の会議を閉じることを散会といいます。
	会議録署名議員（かいぎろくしゅめいぎいん）	本会議の内容をすべて記録した公文書である会議録に、議長とともに署名する議員のことをいいます。会議の都度、議長が2名の議員を指名しています。
	会派（かいは）	区議会では、所属する政党や主義・主張を同じくする議員が会派を結成し、活動しています。北区議会では、2人以上の所属議員で構成する議会内の団体をいい、会派に属さない議員を無会派議員といいます。なお、3人以上の所属議員を有する会派を交渉団体会派といい、代表質問を行うことなどが認められています。
	議案（ぎあん）	議会の議決を得るために、区長や議員及び委員会が提出する案件をいいます。
	議決（ぎけつ）	議会で、以下の議案などに対する可否（賛否）を決定することをいいます。 なお、意思決定の内容により、次のような種類があります。 ・可決（⇔否決）：『予算、条例、契約、意見書、決議、その他』 ・認定（⇔不認定）：『決算』 ・承認（⇔不承認）：『専決処分』 ・同意（⇔不同意）：『人事案件』
	休会（きゅうかい）	会期中に一定の期間、議案調査や委員会開催、休日等のために本会議が開かれず、休止している状態にあることをいいます。
	継続審査（けいぞくしんさ）	会期中に議案などの審査・調査を終了することが困難な場合に、議会の議決によって、閉会中も引き続き委員会で審査・調査を行うことです。
さ	決議（けつぎ）	法の規定はありませんが、議会の意思を内外に表明することをいいます。
	採決（さいけつ）	議長が本会議で表決（議員が案件に対して賛否の意思を表明すること）をとる行為のことをいい、委員会の場合は委員長が表決をとる行為のことをいいます。
	採択（さいたく）	請願・陳情に対し、議会がその内容を審議して賛同の意思決定をすることをいいます。(⇔不採択)
	質疑（しつぎ）	議案等に関し、不明確な点をただすことをいいます。
	執行機関（しっこうきかん）	区長、行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会）、行政委員（監査委員）など、行政の仕事を行う機関のことです。
	上程（じょうてい）	本会議で議題として取り扱うことをいいます。
	条例（じょうれい）	地方公共団体が自治立法権に基づいて定める自主法のことです。条例の制定・改廃は原則として議会の議決により成立し、区長の公布により効力が生じます。条例案の議会への提案権は、原則として区長・議員の双方が有しています。
	除斥（じょせき）	議会における審議の公平を期するため、議題になった案件と一定の利害関係にある議員を審議に参加できないようにすることをいいます。
	審議（しんぎ）	本会議の付議事件について、説明を聴き、質疑し、討論をし、表決する一連の過程のことをいいます。
	審査（しんさ）	委員会において、付託を受けた議案、請願等を討議し、委員会としての結論を出す一連の過程のことをいいます。
	請願・陳情（せいがん・ちんじょう）	住民が直接、区議会に意見や要望できる制度です。議員の紹介のあるものを請願、紹介のないものを陳情といいます。
	専決処分（せんけつしゅぶん）	議会が議決しなければならない事項を、区長が代わって意思決定をすることです。時間的に議会の招集を待てない緊急な場合などにできることになっています。専決処分後に、議会に報告する場合と、併せて承認を求めることが必要な場合があります。
た	追加議案（ついかぎあん）	議案は通常、議会の開会日に提出、上程されますが、この後会期中に追加して提出、上程される議案のことをいいます。
	定足数（ていそくすう）	議会において、有効に議題を審議し、決定するために必要とされる出席者の数のことをいいます。地方自治法において、議会は、議員定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができないとされています。
	定例会（ていれいかい）	付議事件の有無にかかわらず、定期的に招集される議会のことをいいます。地方自治法により毎年（1月1日～12月31日）、条例で定める回数を招集することとなっており、北区議会では条例で年4回と定めています。
	動議（どうぎ）	主に会議の進行や手続きに関し、議員から議会に対して、または委員から委員会に対してなされる提議のことをいいます。議会または委員会の議決を必要とします。原案に対する修正の動議等は、案を備え文書で議長に提出することとなっていますが、口頭で行われることもあります。
	答弁（とうべん）	本会議や委員会などで、議員の質疑、質問に対して区長や教育長、その委任を受けた関係部長などが回答や説明などを行うことをいいます。
	討論（とうろん）	採決の前に議題となっている案件に対し、賛成か反対かの意見を表明することをいいます。討論の目的は、単に賛否の意見を明らかにすることだけでなく、まだ賛否を決定していない議員及び意見の異なる議員から、自己の意見に賛同を得る意味があります。
	特別会計（とくべつかいけい）	特定の収入を充てて特定の事業を行う場合、経理を明確にするために一般会計と区分して経理するために設置する会計のことをいいます。
	付議事件（ふぎじけん）	議案など議会で審議される事項のことをいいます。
は	附帯決議（ふたいけつぎ）	議案を議決する際、付け加えられる議会の要望のことをいいます。法律的な効果はなく、政治的に尊重されるべきものとされています。
	閉会（へいかい）	議会の会期が終了することをいいます。
	本会議（ほんかいぎ）	定例会や臨時会において、全議員で構成する議会の会議のことをいい、議案の審議や、区議会としての最終意思の決定（議決）などを行います。
ら	臨時会（りんじかい）	定例会のほかに、臨時に必要な場合、必要な特定の事件に限って随時これを審議するために招集される議会のことをいいます。

議会の動き

4月

10日 議会情報PR委員会
・きたくぎかいだより第306号について

28日 議会運営委員会
・委員会の構成についてほか

5月

21日 議会運営委員会
・本会議の運営についてほか

22日 全員協議会
・議案の説明及び質疑
本会議
・副議長選挙、常任・議会運営・特別委員会委員の選任、監査委員選任の同意（2件）ほか
区民生活委員会（本会議休憩中）
・所管事務調査
地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
企画総務委員会（本会議休憩中）
・議案審査
地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてほか
議会運営委員会（本会議休憩中）
・本会議の運営について
企画総務委員会（本会議休憩中）
・委員長の互選についてほか
区民生活委員会（本会議休憩中）
・委員長の互選についてほか
健康福祉委員会（本会議休憩中）
・委員長の互選についてほか
文教委員会（本会議休憩中）
・委員長の互選についてほか
建設委員会（本会議休憩中）
・委員長の互選についてほか
議会運営委員会（本会議休憩中）
・委員長の互選についてほか
地域開発特別委員会（本会議休憩中）
・委員長の互選についてほか
防災対策特別委員会（本会議休憩中）
・委員長の互選についてほか
新庁舎建設・王子まちづくり特別委員会（本会議休憩中）
・委員長の互選についてほか

28日 議会運営委員会
・東京都北区議会確認事項についてほか
正副委員長会
・正副委員長会確認事項についてほか

6月

3日 議会運営委員会
・本会議の運営についてほか

4日 議会情報PR委員会
・きたくぎかいだより第307号についてほか

5日 全員協議会
・議案の説明及び質疑

12日 議会運営委員会
・本会議の撮影・録音の許可について
本会議
・代表質問ほか
議会運営委員会（本会議終了後）
・一般質問における発言の取り消しについて

15日 本会議
・個人質問、議案の付託ほか

16日 議会運営委員会
・追加予定議案の取り扱い及び全員協議会の開会についてほか

17日 区民生活委員会
・事務事業の概要と現況説明
・所管事務調査
東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例ほか
文教委員会
・事務事業の概要と現況説明
・所管事務調査
東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例ほか

18日 健康福祉委員会
・請願・陳情審査
排泄に課題を抱える障害者の日常生活用具へ、排泄予測支援機器の追加認定を求める陳情
・事務事業の概要と現況説明
・議案審査
生活保護費詐取等に係る損害賠償請求に関する和解について
・所管事務調査
令和8年度東京都北区一般会計補正予算（第1号）
建設委員会
・事務事業の概要と現況説明
・議案審査
東京都北区営シルバーピア栄町の指定管理者の指定について
・所管事務調査
東京都北区立公園条例の一部を改正する条例ほか

19日 企画総務委員会
・請願・陳情審査
平和都市宣言を掲げるまちとして、非核三原則の堅持に関する決議の採択を求める陳情
・事務事業の概要と現況説明
・議案審査
東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例ほか

23日 議会運営委員会
・本会議の運営についてほか

24日 全員協議会
・追加議案の説明及び質疑
本会議
・議案の議決ほか
区民生活委員会（本会議休憩中）
・所管事務調査
東京都北区印鑑条例の一部を改正する条例
健康福祉委員会（本会議休憩中）
・所管事務調査
令和8年度東京都北区一般会計補正予算（第2号）
企画総務委員会（本会議休憩中）
・事務事業の概要と現況説明
・ブロックプラン
滝野川第五小学校（ブロックプラン）について
・議案審査
東京都北区印鑑条例の一部を改正する条例ほか
議会運営委員会（本会議休憩中）
・本会議の運営についてほか

24日 議会運営委員会（本会議終了後）
・第3回定例会についてほか

7月

2日 防災対策特別委員会
・事務事業の概要と現況説明

6日 地域開発特別委員会
・請願・陳情審査
赤羽駅東口周辺並びに王子駅周辺まちづくりに関する住民の意見反映と参画を求める陳情（第1項）
・事務事業の概要と現況説明

7日 議会運営委員会
・第2回臨時会の日程について
新庁舎建設・王子まちづくり特別委員会
・請願・陳情審査
赤羽駅東口周辺並びに王子駅周辺まちづくりに関する住民の意見反映と参画を求める陳情（第2項、第3項、第4項、第5項）
・事務事業の概要と現況説明

次回定例会のお知らせ

令和8年第3回定例会は、9月8日（火）から10月7日（水）までの30日間の会期の予定で開かれます。いずれの会議も午前10時開会予定です。

9月9日（水）の本会議は都合により開会されない場合があります。開会の有無については、区議会事務局までお問い合わせください。

9月	8日（火）	本会議
	9日（水）	本会議
	11日（金）	区民生活委員会 文教委員会
	14日（月）	健康福祉委員会 建設委員会
	15日（火）	企画総務委員会
	17日（木）	決算特別委員会①
	24日（木）	決算特別委員会②
	25日（金）	決算特別委員会③
	28日（月）	決算特別委員会④
10月	29日（火）	決算特別委員会⑤
	1日（木）	決算特別委員会⑥
	2日（金）	決算特別委員会⑦
	6日（火）	議会運営委員会
	7日（水）	本会議

※9月2日（水）までに提出された請願・陳情は、原則として第3回定例会で審査します。

○議会放映をJ:COM東京北（ケーブルテレビ）でぜひご覧ください

第3回定例会本会議の代表質問の様子をJ:COMチャンネルで録画放映します。

放映予定日時
9月20日（日）
午後4時から【6時間程度】
9月21日（月）～26日（土）
午後8時から【1時間程度】（再放送）

きたくぎかいだよりNo.308

編集：議会情報 PR 委員会
発行：東京都北区議会
〒114-8508 北区王子本町 1-15-22
☎：03(3908)9948
FAX：03(3908)0600

区議会の活動は、北区のホームページでもご覧になれます。

北区議会

検索